

●香川県告示第337号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成20年7月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 西土指道 第3号
- 2 指 定 年 月 日 平成20年7月15日
- 3 指定道路の位置 観音寺市三本松町2丁目甲2293番、甲2294番1、甲2295番3、甲2295番51、
甲2295番52及び甲2295番54
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル、4.70メートル及び6.00メートル
延長 136.75メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。